

改正概要説明書	
国名：デンマーク	法令名：意匠規則
改正情報： 2008年11月20日命令 No. 1099 2008年12月9日施行	
改正概要：	
<p>1. 第2条(2)(ii)に規定されていた委任状に関する規定を第32条として新設した。</p> <p>2. 願書及び添付書類の作成言語に英語が追加された。</p> <p>また、旧規則第25条に規定されていた特許商標庁に出願がされた後に受領される通信、通知、添付書類等の言語に関する規定が第33条に繰り下がり、特許商標庁に対する事案に関連して受領する書類の作成言語に英語が加えられた。</p> <p>さらに、意匠登録が補正された形態で維持されるべき場合であって、その結果として製品明細の補正となるときは、特許商標庁は、当該製品明細をデンマーク語により提出するよう要求することができる旨が規定された(第33条(3))。</p> <p>3. 意匠の国際登録に関するハーグ協定ジュネーブ・アクトに基づく国際意匠出願に係る規定が新たに設けられた(第7部 第24条から第30条)。</p> <p>4. 「ロカルノ協定に基づく意匠分類一覧」について記載されていた附則1が削除された。</p>	
改正内容：	
<p>・第1条 (意匠出願)</p> <p>「出願様式は特許商標庁から無料で入手することができる。」との規定から「無料で」が削除された。</p> <p>・第2条 (願書の内容)</p> <p>(1) 願書に含めなければならない事項のうち、(iii)「意匠の使用に係る製品の明細」が「意匠の意図された使用に係る製品の表示」に変更された。</p> <p>(2) 願書に更に含めなければならない事項のうち、</p> <p>(ii) 委任状の提出に関する規定が第32条として新たに設けられたため、委任状が免除される場合を規定した「ただし書き」が削除された。また、</p> <p>(vi) 保護の対象が色彩付の意匠である場合に願書に含める事項のうち「意匠が色彩付で登録されるべき旨の陳述」が「意匠が色彩付で登録されるべき旨の情報」に変更になった。</p> <p>・第3条</p> <p>(1) 願書及び添付書類の作成言語にデンマーク語、スウェーデン語、ノルウェー語の他に</p>	

英語が追加になり、これらの言語が利用可能な場合は、特許商標庁は出願を審査し、かつ、処理する旨に改められた。

また、特許商標庁は製品の明細をデンマーク語で作成できるよう要求することができる旨の規定が(3)に移された。

(3) 「特許商標庁は、翻訳文についての要求を放棄することができる。」との規定が削除された。また、旧規則の(1)第二文で規定されていた「願書がデンマーク語以外の言語で提出された場合は、特許商標庁は、製品明細をデンマーク語により作成できるよう要求することができる。」との規定を本項に移した。

・第4条

(1) 「意匠の複製は、A4用紙により2部提出しなければならない。」の一文が削除された。

・第5条（優先権）

(1) 優先権を主張する場合、「特許商標庁に出願をした後では、優先権を主張することができない。」が「特許商標庁に対して出願をした後は、優先権を取得できないものとする。」に改められた。

・第9条（出願についての審査及びその他の処理）

意匠登録の出願人が、所定の手数料を納付したとき、特許商標庁が開始する手続について、「出願についての処理手続」が「出願についての審査及びその他の処理」変更された。

・第11条（補足的調査）

「補足的審査」が「補足的調査」に変更され、

(1) 「特許商標庁が行う補足的調査には、既存のデンマーク意匠登録及び係属中の意匠登録出願に関する調査を含めなければならない。当該調査にはまた、該当する出願の出願日前5年間に取消されたデンマーク意匠登録も含めなければならない。特許商標庁が当該意匠の保護にとり重要となる可能性があるその他の事項について知っている場合は、それらの事項もまた当該意匠の補足的調査に含めなければならない。」と規定され、「含める」、「含められるものとする」等の表現が「含めなければならない」に改められた。

・第14条

「補足的審査」が「補足的調査」に変更され、

(1) 特許商標庁は、補足的調査の過程で出願された意匠にとり重要性を有する事項を発見しなかった場合はその意匠を直ちに登録しなければならない旨の規定であったが、「重要性を有する事項」が「重要となる可能性がある事項」に、「直ちに」が「遅滞なく」に変更された。

・第 15 条 (公告)

(v) 意匠の公告に含めなければならない事項である、「意匠の国際分類に関するロカルノ協定に基づいて分類された製品に係わる類」が「当該製品を含む 1 又は複数の類であって、意匠の国際分類を制定するロカルノ協定に従うもの」に改められた。

また、「ロカルノ協定に基づく意匠分類一覧」について記載されていた附則 1 が削除されたことにより、「(附則 1 参照)」の文言が削除された。

・第 16 条

(1) 「公告は、特許商標庁が発行するデンマーク意匠公報により行われなければならない。」から「行われるものとする。」と改められた。

(3) 特許商標庁が公告する内容のうち、「譲渡抵当」が「抵当権設定」に、「意匠権に対して重要性を有する前記以外の事項に関する情報」が「意匠権にとり重要なその他の事項に関する情報」に変更になった。

・第 18 条

(1)

(v) 意匠登録簿に含めなければならない事項である、「意匠の国際分類に関するロカルノ協定に基づいて分類された類」が「当該製品を含む 1 又は複数の類であって、意匠の国際分類を制定するロカルノ協定に従うもの」に改められた。

また、「ロカルノ協定に基づく意匠分類一覧」について記載されていた附則 1 が削除されたことにより、「(附則 1 参照)」の文言が削除された。

(2)

(v) 複数の出願人により意匠登録出願がなされた場合、それらの者が 1 の代理人により代表されていないときに全員の代理として通知を受領する権限を付与されている者に関する情報が意匠登録簿に含めなければならない事項として規定されているが、その情報に複数の所有者により所有されている場合が追加された。

(vi) 意匠登録簿に含まれる事項が、「登録の公告を延期すべき期間についての陳述」から「登録の公告繰延及び当該公告の日付に関する情報」に改正された。

(xi) 意匠登録簿に含まれる事項のうち、該当する事件に関して受領された資料に「書簡」加えられた。

(xiii) 訴訟における確定判決についての通知の参照条文に「意匠法第 27 条(1)」が加えられた。

・第 19 条

(1) 行政審査請求書には、根拠を記載しなければならないが、請求書にはその基礎となる

根拠を述べなければならない旨が明確にされた。

・第20条

(2) 特許商標庁は、同一の意匠登録に関して複数の行政審査請求を「同時に」から「一括して」審査することができる旨に改められた。

・第7部（新規）

意匠の国際登録に関するハーグ協定ジュネーヴ・アクトに基づく国際意匠出願に係る規定が新たに設けられた。

・第24条（特許商標庁に対して提出される国際意匠出願）（新規）

意匠の国際登録に関するハーグ協定ジュネーヴ・アクトに基づく国際意匠出願の出願手続きに関する規定が新設され、

(1) 提出先、(2) 願書の様式、言語(英語)、(3) 特許商標庁による、受領日及びファイル番号の願書への記載、(4) 手数料の納付時期(出願時)について規定された。

・第25条（新規）

意匠の国際登録を求める出願について新たに規定が設けられた。

(1) 出願に含めなければならない事項として、

(i) 出願人の名称及び宛先、(ii) 意匠を図示した複製又は見本、(iii) 意匠を構成するか又は当該意匠の使用の意図に係る1又は複数の製品の表示、(iv) 指定されている国又は機関の表示、が規定された。

(2) 出願にさらに含めなければならない事項として、

(i) 優先権主張を望む場合は優先権の請求、(ii) 代理人による手続を望む場合は、当該代理人の名称及び宛先、が規定された。

(3) 出願には、指定国又は指定する機関により要求される必要な情報(ジュネーヴ・アクト第5条(2)参照)を含めなければならない旨が規定された。

(4) 出願は、ジュネーヴ・アクト第5条、第6条及び第7条の規定並びにジュネーヴ・アクトに基づく規則におけるそれら各条に関連する規則に従って作成しなければならない旨が規定された。

・第26条（新規）

国際出願の国際事務局への送付について以下の規定が新たに設けられた。

(1) 取扱手数料が特許商標庁により受領された場合は、国際出願は国際事務局に送付される。

(2) 特許商標庁が国際事務局に対する出願の送付を妨げる何らかの事項を発見し、当該出

願がジュネーヴ・アクトに基づく規則にいう 1 月の期限内に是正されなかった場合は、特許商標庁は、当該出願を拒絶すべきか又はそのまま送付すべきかを決定し、出願人は特許商標庁の決定について通知される。

・第 27 条 (国際事務局から受領したデンマークの指定) (新規)

(1) 特許商標庁は、国際意匠登録においてデンマークが指定されている旨の通知を国際事務局から受領した場合は、デンマークにおける国際登録の効力の拒絶について何らかの理由が存在するか否かを審査し、意匠法第 17 条(登録要件の確認)及び第 47 条(欧州経済地域在住の代理人の選任)を準用する旨が規定された。

(2) デンマークにおける国際登録の効力の拒絶について如何なる理由も存在しない場合は、所有者はその旨通知される旨が規定された。

・第 28 条 (新規)

国際登録の拒絶について以下の規定が新たに設けられた。

(1) 特許商標庁が、国際登録はデンマークにおいて効力を取得することができないことを発見した場合は、全部又は一部についての拒絶の通知を国際事務局に伝え、同時に、所有者が自己の意見書を特許商標庁に対して提出すべき期限が定められる旨の規定が設けられた。

(2) (1)にいう期限の到来後、特許商標庁は、通知した拒絶を維持すべきか否かを決定し、全部又は一部についての拒絶を決定した場合は、その旨の通知が国際事務局に伝えられる旨の規定が設けられた。

・第 29 条 (新規)

デンマークにおける国際登録の効力について以下の規定が新たに設けられた。

(1) デンマークに関して効力を有する国際登録は、デンマーク登録と同一の規則に従うものとする。

(2) 国際登録がデンマークに関して効力を取得した場合は、当該登録は、デンマーク意匠公報により公告される。

(3) 登録後に全部又は一部について無効とされた場合は、特許商標庁は、その旨を国際事務局に通知しなければならない。

・第 30 条 (特許商標庁登録簿への国際登録に関する登録) (新規)

国際事務局から受領した情報は、特許商標庁登録簿に登録されるが(1)、特許商標庁登録簿及び国際登録簿において国際登録に関する情報間に不一致がある場合は、国際登録簿の情報を優先する(2)、旨の規定が設けられた。

また、(1)にいう情報に加え、代理人、抵当権設定、強制執行及び差押に関する登録を含

め、国際登録に関するその他の登録も、請求により行うことができる(3)旨が新たに規定された。

・第8部（その他の規定）

第7部が新たに設けられたことにより、旧規則の第7部(その他の規定)が繰り下がり第8部となった。

・第31条（期限）

旧規則の第24条が本条に繰り下がると共に、一部の文言が修正された。

・第32条（委任状）

旧規則において第2条(2)(ii)に規定されていた、出願人が代理人によって代理されている場合は、委任状が必要書類である旨の規定が、第32条として新設された。

旧規則においては、「ただし、代理人が特許商標庁に対して、出願人を代表する権限を有する弁護士又は商標代理人若しくは特許代理人であるという理由により、委任状が不要である場合を除く。」と規定されていたが、改正において「特許商標庁は、委任状についての要件を免除することができる。」と改められた。

・第33条（言語）

旧規則第25条が繰り下がり、特許商標庁に対する事案に関連して受領する書類の使用言語に英語が加えられた。さらに(1)が追加された。

(1) 「特許商標庁は、出願人から請求があり又は特許商標庁に対する事案当事者が同意する場合は、事案を英語により審査し、かつ、処理しなければならない。特許商標庁は、事案の審査及び処理をデンマーク語により行うことを何時でも決定することができる。」という規定が新たに設けられた。

(2) 特許商標庁に対する事案に関連して受領する書類の作成言語において、デンマーク語、ノルウェー語又はスウェーデン語の他に英語が追加された。

(3) 旧規則において規定されていた「特許商標庁は、翻訳文についての要求を放棄することができる。」旨の規定は削除され、「意匠登録が補正された形態で維持されるべき場合であって、その結果として製品明細の補正となるときは、特許商標庁は、当該製品明細をデンマーク語により提出するよう要求することができる。」旨の規定が設けられた。

・第34条（証拠書類）

旧規則第26条が繰り下がり、「出願等の審査及び処理に関連して」との文言が冒頭に加えられ、特許商標庁は、必要とみなすときは、当該事案に関して追加の証拠書類を請求することができる旨の規定に改められた。

• **第 35 条（見本の保管）**

旧規則第 27 条から繰り下がり、「ひな形」が「見本」に改められた。

• **第 9 部**

旧規則第 8 部が繰り下がった。

• **第 36 条（施行規定）**

旧規則第 28 条であり，施行日が 2008 年 12 月 9 日に改められた(1)。

また，廃止される，意匠の登録出願及び登録に関する命令が「2001 年 9 月 18 日命令 No. 819」に改められ(2)，1998 年 6 月 19 日命令 No. 377 について，引き続き適用する 2001 年 10 月 1 日前に登録された意匠並びに特許商標庁にされた意匠出願の「処理」に加えて「審査」が追加された(3)。

• **附則 1（削除）**

ロカルノ協定に基づく意匠分類一覧の記載が削除された。